主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人南木武輝、同川中修一の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、実質は、単なる法令違反の主張であり、当審判例の違反をいう点は、所論引用の各判例は所論のような法律判断を示していないから、前提を欠き、高裁判例の違反をいう点は、所論引用の判例は本件と事案を異にし適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五一年一二月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	服	部	高	顯
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己
裁判官	環		昌	_